

# 感染対策のための指針

香川大学医学部附属病院は、病院の理念に基づき、感染防止および感染制御の対策に取り組むことで、患者および病院職員に安全で快適な医療環境を提供する。  
そのための基本的な考え方を以下に定める。

## 1. 感染対策に関する基本的な考え方

医療関連感染の発生を未然に防ぎ、感染症発生時に感染拡大を防止するためには、感染防止対策を職員全員が理解実践し、病院の理念に則った医療が提供できるよう取り組む。

## 2. 感染対策のための組織体制等に関する基本的事項

香川大学医学部附属病院感染制御委員会規定に基づき、感染制御委員会を設置し、医療関連感染の調査、感染予防の実施、発生時の措置等に関する審議・決定を行う。

さらに、医療関連感染等の発生防止に関する業務を迅速かつ機能的に実行するために、感染対策室を設置する。室員は、病院長から委譲された権限に基づき下記の業務を行う。

- (1) 院内感染事例及び院内感染発生に関する情報の分析・評価・改善策の実施
- (2) 定期的な巡回による感染対策実施状況の評価・指導
- (3) 院内感染に係る教育・啓発
- (4) マニュアルの整備及びマニュアルの遵守状況の評価
- (5) コンサルテーション
- (6) 抗菌薬適正使用支援
- (7) 職業感染防止対策の推進
- (8) 地域における感染防止活動

## 3. 感染対策の推進のために必要な基本方針

職員は、院内感染予防マニュアルに沿って、手指衛生の徹底、マスク、手袋等の着用など、常に感染予防対策の遵守に努める。

職員は、自らが感染源とならないよう、定期健康診断を受診し、健康管理に努める。  
院内感染予防マニュアルは、定期的に見直しを行い、病院職員へ周知徹底を図る。

## 4. 感染対策のための職員研修に関する基本方針

感染防止対策の基本的な考え方および防止対策に対する意識の向上、抗菌薬適正使用の推進を図るために、全病院職員対象の研修会を年2回開催するほか、必要に応じて随時開催する。研修の開催結果を記録し、保存する。

## 5. 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

薬剤耐性菌および市中感染症等の院内発生に伴う感染拡大を防止するため、感染症発生状況を感染制御委員会および感染対策室を通じて、病院職員に定期的に通知する。  
また、感染管理システムにより、随時情報提供を行う。

## 6. 医療関連感染発生時の対応に関する基本方針

医療関連感染が発生した部署の病院職員は、直ちに感染対策室へ報告する。

感染対策室は、状況および対応を病院長ならびに感染制御委員会に報告する。感染対策室および発生部署の病院職員は、速やかに発生の原因を究明し、改善策を立案し実施するとともに、再発防止を講じる。

感染対策室は、発生状況および改善策の実施結果について、感染制御委員会、電子メールおよび紙媒体を通じて全職員に速やかに周知する。

7. 抗菌薬適正使用に関する基本方針

感染対策室に抗菌薬適正使用支援チームを設置し、感染症治療の早期モニタリングとフィードバック、抗菌薬適正使用に係る評価、抗菌薬マニュアルの整備、抗菌薬適正使用の教育・啓発等を行う。

8. 地域の医療施設等との連携に関する基本方針

行政を含めた地域の医療施設等と連携し、地域における感染対策の質向上を推進する。

9. 患者等に対する本指針の閲覧に関する基本方針

本指針は、院内感染予防マニュアルおよびホームページに掲載する。

付 則

この指針は、平成 19 年 7 月 1 日より施行する。

平成 21 年 3 月 1 日より一部改定、施行する。

平成 23 年 7 月 1 日より一部改定、施行する。

平成 25 年 12 月 1 日より一部改定、施行する。

平成 30 年 12 月 1 日より一部改定、施行する。

令和 4 年 4 月 1 日より一部改訂、施行する。